

特別児童扶養手当に関するお知らせ

令和4年4月1日から

「**眼の障害**」の認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

2 視野障害の認定基準を改正します。

- ▶ これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、自動視野計に基づく認定基準を規定します。
- ▶ 自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても1級の認定基準を規定します。

【認定請求について】

- ✓ 新しい認定基準による請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。

【認定基準の改正にあたっての注意点】

- ✓ 眼の障害で2級の特別児童扶養手当を認定されている方は、今回の改正によって障害等級が上がり、特別児童扶養手当の手当額が増額となる可能性があります。障害等級が上がる可能性がある方は、額改定請求のお手続きをお願いいたします。
- ✓ 額改定請求の詳細については額改定請求の案内をご覧ください。
- ✓ なお、今回の改正によって、障害等級が下がることはありません。

【 お問い合わせ先 】

那覇市役所 3階 46番窓口
子育て応援課 特別児童扶養手当担当
電話：098-861-6951

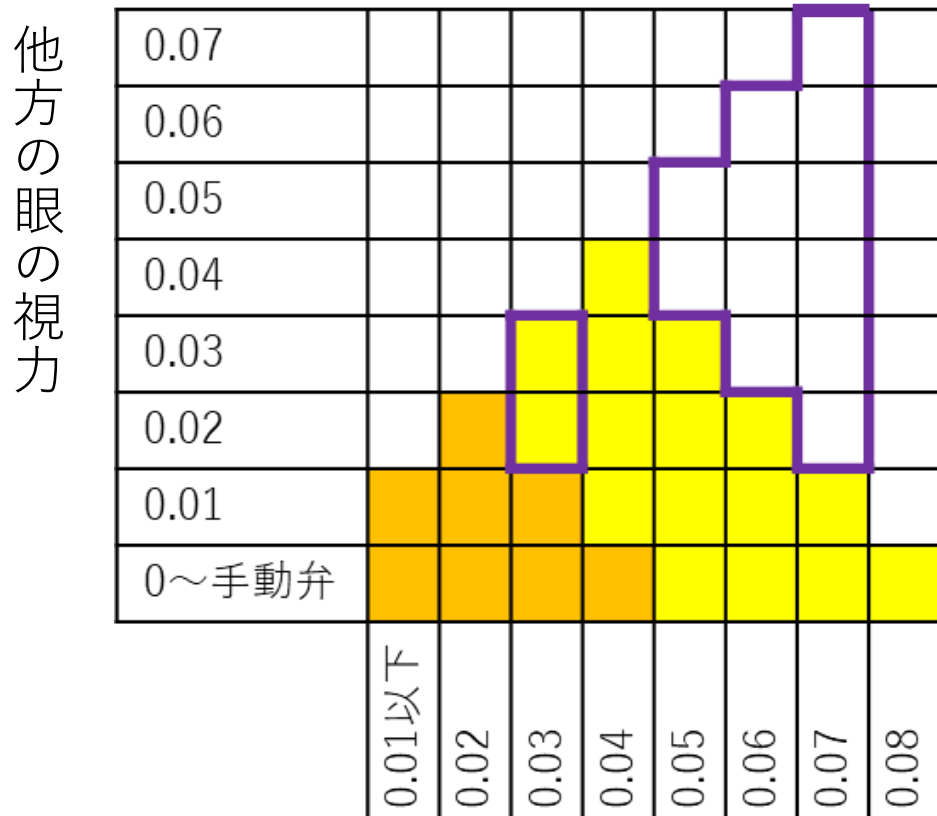
改正後の認定基準

等級	障害の状態
1 級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2 級	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、 I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ※ 改正前の基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置した基準
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

(参考) 視力障害の認定基準の改正について

改正前

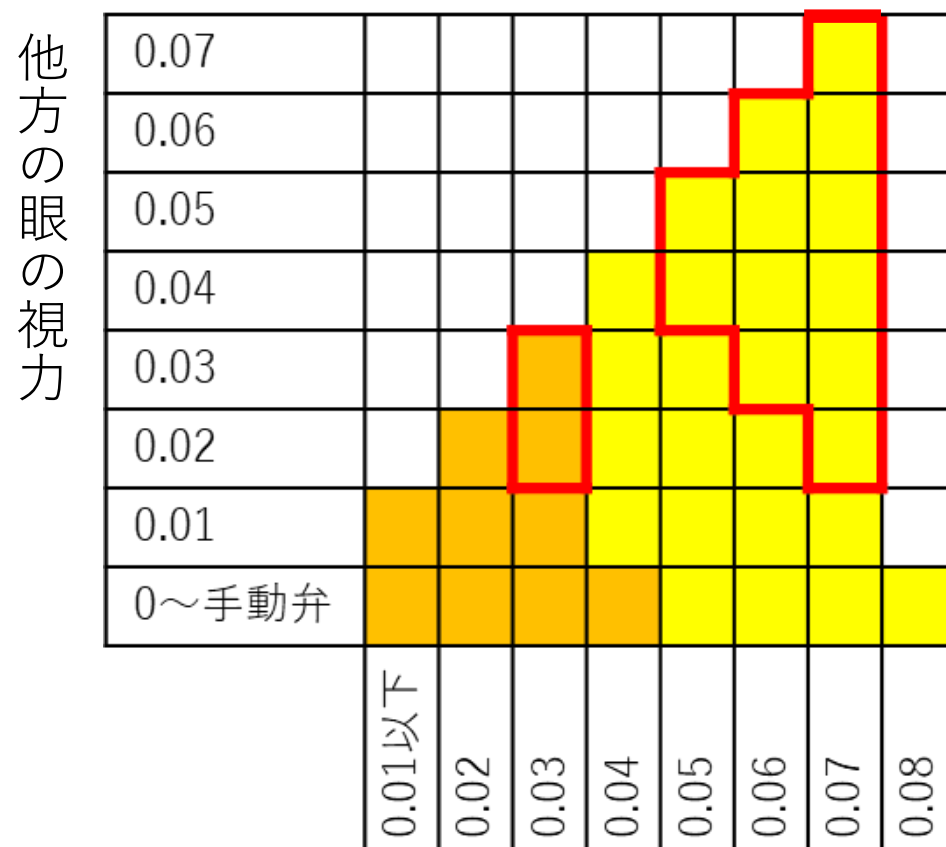
良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、等級が低くなる又は手当が支給されない (紫囲い部分)



良い方の眼の視力

改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる (赤囲い部分)



良い方の眼の視力

■ : 1級

■ : 2級